



SMTB年金ニュース

(平成25年3月5日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】

非継続基準における積立水準の引上げスケジュールについて

平成24年1月31日付の財政運営基準等の見直しに伴う改正（厚生基金：通知改正、DB：省令改正）において、非継続基準における積立水準の引上げスケジュールは以下のとおりとなっています。

非継続基準における積立水準引上げスケジュール

最低積立基準額に対する積立目標を現在の経過措置である90%から平成25年3月末決算以降2%ずつ引き上げ、平成29年3月末決算以降の積立目標は100%になる。（厚生基金については最低責任準備金に対する積立目標105%も別途あり）

	事業年度末					
厚生基金	～H24.3末	H25.3末	H26.3末	H27.3末	H28.3末	H29.3末～
DB	～H25.2末	H25.3末～ H26.2末	H26.3末～ H27.2末	H27.3末～ H28.2末	H28.3末～ H29.2末	H29.3末～
積立目標	90%	92%	94%	96%	98%	100%

一方、上記引上げスケジュールは、改正から1年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況、企業年金制度を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し所要の検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき必要な措置を講ずること(*)とされております。

(*)厚生基金：通知「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて」第7の1(3)
DB：確定給付企業年金法施行規則 平成24年1月31日付改正附則第2条

今般、当該内容について厚生労働省より以下のとおり連絡がありました。

最近の社会経済情勢等を踏まえてみると、現行の非継続基準に係る経過措置について、何らかの措置を講ずる必要があるとは認められない。

上記連絡を受け、非継続基準における積立水準の引上げスケジュールは先般の改正内容どおり、平成25年3月末決算から最低積立基準額に対する積立目標が92%に引き上げられることとなります。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595